

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		継続支出の有無
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和2年度CSF野生イノシン経口ワクチン緊急散布支援事業	1,238,497,766	-	令和2年5月8日 令和2年6月19日 令和2年9月30日	-	公社	国認定	緊急対策であり、国からの要請に基づき事業実施主体が特定される。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和元年度肉用牛経営安定補完事業(肉用牛生産基盤強化等対策事業)	13,391,732	-	令和2年5月20日	-	公社	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和元年度畜産特別支援資金融通事業(畜産特別資金融通事業)	148,580,085	-	令和2年5月20日 令和2年6月30日	-	公社	国認定	事業内容が、平成30年度から5年間の貸付期間中に貸し付けられた資金への利子補給等であり、当該資金の償還が終了するまで事業が継続するため、事業実施期間の初年度(平成30年度)に公募を実施。なお、候補者の選定にあたっては、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て選定している。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和元年度畜産特別支援資金融通事業(家畜飼料特別支援資金融通事業)	14,902,647	-	令和2年5月20日	-	公社	国認定	事業内容が、平成19年度から4年間の貸付期間中に貸し付けられた資金への利子補給等であり、当該資金の償還が終了するまで(平成19年度から令和3年度まで)事業が継続する。初年度(平成19年度)に緊急対策として国からの要請に基づき、事業実施主体が特定された。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和元年度家畜防疫互助基金支援事業	11,798,568	-	令和2年5月20日	-	公社	国認定	事業内容が、平成30年度から3年間の業務対象期間中に生産者によって造成される基金と併せて実施するものであり、事業実施期間の初年度(平成30年度)に公募を実施。なお、候補者の選定にあたっては、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て選定している。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和元年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業	369,189,596	-	令和2年5月20日	-	公社	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和2年度CSF野生イノシン経口ワクチン導入緊急支援事業	96,667,000	-	令和2年5月20日	-	公社	国認定	緊急対策であり、国からの要請に基づき事業実施主体が特定される。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和2年度畜産特別支援資金融通事業(畜産特別資金融通事業)	415,486,000	-	令和2年6月25日 令和2年10月27日 令和3年2月10日 令和3年3月26日	-	公社	国認定	事業内容が、平成30年度から5年間の貸付期間中に貸し付けられた資金への利子補給等であり、当該資金の償還が終了するまで事業が継続するため、事業実施期間の初年度(平成30年度)に公募を実施。なお、候補者の選定にあたっては、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て選定している。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和2年度畜産特別支援資金融通事業(家畜飼料特別支援資金融通事業)	31,179,672	-	令和2年6月25日 令和2年12月18日	-	公社	国認定	事業内容が、平成19年度から4年間の貸付期間中に貸し付けられた資金への利子補給等であり、当該資金の償還が終了するまで(平成19年度から令和3年度まで)事業が継続する。初年度(平成19年度)に緊急対策として国からの要請に基づき、事業実施主体が特定された。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和2年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業(肥育生産支援事業)	12,753,951,000	-	令和2年7月20日 令和2年11月30日 令和3年2月1日 令和3年3月3日 令和3年3月23日	-	公社	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和2年度家畜防疫互助基金支援事業	560,836,311	-	令和2年8月25日 令和2年10月21日 令和2年11月12日 令和3年2月15日	-	公社	国認定	事業内容が、平成30年度から3年間の業務対象期間中に生産者によって造成される基金と併せて実施するものであり、事業実施期間の初年度(平成30年度)に他の事業と同様に公募を実施。なお、候補者の選定にあたっては、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て選定している。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人日本食肉市場卸売協会	6010005004072	令和2年度食肉流通改善合理化支援事業(食肉卸売市場機能強化事業)	46,597,500	-	令和2年8月31日 令和2年12月18日 令和3年3月19日	-	公社	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和2年度豚熱野生イノシン経口ワクチン導入緊急支援事業	244,184,349	-	令和2年11月20日 令和3年3月25日	-	公社	国認定	緊急対策であり、国からの要請に基づき事業実施主体が特定される。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益財団法人日本食肉消費総合センター	5010405001026	令和2年度国産畜産物安心確保等支援事業(緊急時生産流通体制支援事業)	11,178,406	-	令和2年12月10日	-	公財	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和2年度豚熱野生イノシン経口ワクチン緊急散布支援事業	309,538,643	-	令和2年12月10日 令和3年2月10日	-	公社	国認定	緊急対策であり、国からの要請に基づき事業実施主体が特定される。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益財団法人日本食肉消費総合センター	5010405001026	令和2年度食肉流通改善合理化支援事業(国産食肉等新需要創出緊急対策事業)	11,328,077	-	令和2年12月18日	-	公財	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構	4010405003683	公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和2年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業	87,523,776	-	令和3年3月10日	-	公社	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有

【記載要領】
(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。